

1.5.6 建築基準法による防火区画一覧

	条 文	対象建築物及び部分		区画方法				
				区画基準	床・壁	開口部	閉鎖方法	
外壁	法第2条九号の二ロ	耐火建築物		延焼のおそれのある部分	耐火構造	防火設備	—	
	法第2条九号の三	準耐火建築物			準耐火構造			
	法第27条	特定避難時間倒壊等防止建築物				防火設備※1		
	法第61条	防火地域又は準防火地域内の建築物		幅90cmの部分	準耐火構造	—		
	令第112条第10項					防火設備		
	令第112条第11項	防火区画に接する外壁						上記部分に開口部を設ける場合
	令第136条の2	準防火地域内の階数が3である建築物		隣地境界線から1m以下の部分	—	防火設備		常時閉鎖 随時閉鎖
面積区画※2	令第112条第1項、同第14項第一号	主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物		床面積1500㎡以内	1時間準耐火構造	特定防火設備	常時閉鎖 随時閉鎖	
	令第112条第4項、同第19項第一号	準耐火建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が1時間未満）	外壁耐火構造又は45分準耐火構造	床面積500㎡以内	1時間準耐火構造			
	令第112条第5項、同第19項第一号	準耐火建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が1時間以上）	1時間準耐火構造又は軸組不燃構造（柱及びひやりが不燃材料、その他が準不燃材料）	床面積1000㎡以内	1時間準耐火構造			
	令第112条第7項、同第19項第一号		内装制限なし	床面積100㎡以内	耐火構造			防火設備
	令第112条第8項、同第19項第一号	11階以上の部分	内装仕上げ、下地とも準不燃材料	床面積200㎡以内				特定防火設備
	令第112条第9項、同第19項第一号		内装仕上げ、下地とも不燃材料	床面積500㎡以内				
面積区画の適用除外	令第112条第1項第一号	主要構造部を耐火構造又は準耐火建築物	劇場、体育館等で用途上やむを得ない部分	区画不要	—	—	—	
	令第112条第1項第二号		階段室、昇降機の昇降路の部分（乗降ロビーを含む）					
	令第112条第5項第一号	体育館、工場等で、内装仕上げを準不燃材料						
	令第112条第5項第二号	準耐火建築物	階段室、昇降機の昇降路部分（乗降ロビーを含む）で内装仕上げが準不燃材料					
	令第112条第9項	11階以上の部分で床面積が200㎡以下で区画された共同住宅	階段室、昇降機の昇降路部分（乗降ロビーを含む）、廊下、その他避難経路部分					
たて穴区画	令第112条第10項、同第19項第二号	主要構造部を準耐火構造又は特定避難時間倒壊等防止建築物とし、地階又は3階以上の階に居室を持つ建築物	内装仕上げ、下地とも準不燃材料	住戸、吹抜き、階段、昇降機の昇降路、タクトスペースその他これに類する部分とその他の部分	準耐火構造	防火設備（遮煙性能）	常時閉鎖 随時閉鎖	

	条 文	対象建築物及び部分		区画方法			
				区画基準	床・壁	開口部	閉鎖方法
たて穴区画の適用除外	令第112条第10項第一号	主要構造部を準耐火構造又は特定避難時間倒壊等防止建築物とし、地階又は3階以上の階に居室を持つ建築物	直上階又は直下階のみに通じる吹抜け、階段その他これに類する部分で、内装仕上げ、下地とも不燃材料	区画不要	-	-	-
	令第112条第10項第二号		階数が3以下の延べ面積200㎡以下の一戸建住宅又は共同住宅の住戸の吹抜け、階段、昇降機の昇降路その他これに類する部分				
異種用途区画	令第112条第17項、同第19項第二号	建築物の一部が法第24条各号に該当する部分		当該部分とその他の部分	準耐火構造	防火設備(遮煙性能)	常時閉鎖 随時閉鎖
	令第112条第17項、同第19項第二号	建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に該当する部分		当該部分とその他の部分	1時間準耐火構造	特定防火設備(遮煙性能)	
避難施設	令第123条 令第112条第19項第二号	屋内避難階段		階段に通ずる出入口	耐火構造	防火設備(遮煙性能)	常時閉鎖 随時閉鎖
		屋外避難階段		屋内からの出入口			
		特別避難階段		階段室と付室 付室と廊下			
	令第128条の3第2項 令第112条第19項第二号	地下街の各構えと他の部分		各構えと他の構えが接する部分		特定防火設備(遮煙性能)	
	令第128条の3第3項 令第112条第19項第二号	地下街の各構えと他の部分		各構えが地下道と接する部分			
	令第128条の3第5項 令第112条第19項第一号	地下街の各構え内		内装制限なし 床面積100㎡以内			
令第128条の3第5項 令第112条第19項第一号	地下街の各構え内		内装仕上げ、下地とも準不燃材料 床面積200㎡以内	特定防火設備			
令第128条の3第5項 令第112条第19項第一号	地下街の各構え内		内装仕上げ、下地とも不燃材料 床面積500㎡以内				
令第128条の3第5項 令第112条第19項第二号	地下街の各構え内		内装仕上げ、下地とも準不燃材料	準耐火構造	防火設備(遮煙性能)	常時閉鎖 随時閉鎖	
避難施設の適用除外	令第128条の3第5項 令第112条第10項第一号	地下街の各構え内	直上階又は直下階のみに通じる吹抜け、階段その他これに類する部分で、内装仕上げ、下地とも不燃材料	区画不要	-	-	-
	令第128条の3第5項 令第112条第10項第二号		階数が3以下の延べ面積200㎡以下の一戸建住宅又は共同住宅の住戸の吹抜け、階段、昇降機の昇降路その他これに類する部分				
その他の適用除外	令第129条の2	避難階段・特別避難階段の一部		階避難安全検証で確かめられたものは適用除外	-	-	-
	令第129条の2の2	たて穴区画・異種用途区画・高層面積区画・避難階段・特別避難階段の一部		全館避難安全検証で確かめられたものは適用除外			

※1 準遮炎性能を有する防火設備（片面加熱の性能を有する）

※2 スプリンクラー設備等を設けた場合、設けた部分の面積の1/2相当を区画すべき面積から除く事が出来る